

本館及び南・東別館清掃等実施周期表

県庁本館

場所 区分	幹 部 員 室 じ ゆう たん	事 務 室 リ ノ リ ウム	事 務 室 カ ー ペ ット 類	特 殊 室	会 議 室 カ ー ペ ット 類	会 議 室 リ ノ リ ウム	休 養 室	玄 関 中 央	玄 関 東 西 南	廊 下	階 段	屋 上	湯 沸 室	手 洗 便 所	喫 煙 場 所	庁 舎 外 周 犬 走 り	エ レ ベ ー タ 籠	ゴ ミ 置 場	大 ホ ー ル	大 会 議 室 ・ 特 別 室 ・ 知 事 応 接 室	知 事 室 内 手 洗 便 所 ・ 湯 沸 室	備 考	
ほこり除去(低所)	1/3月	1/3月	1/3月		1/3月	1/3月		1/日	1/日	随時	随時		1/日	1/日					1/月	1/月	1/日	・ 特殊室の内訳 守衛控室、 診療室	
ほこり除去(高所・天井空調 吹出し口等含む)	2/年	2/年	2/年		2/年	2/年		1/月	1/月	2/年	2/年		2/年	2/年					2/年	2/年	2/年		
ほこり除去(照明器具、電気時計)	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	1/年		1/年	1/年			1/年		1/年	1/年	1/年		
床(はき掃除)								1/日	1/日	随時	随時						1/日	1/日	1/週			・ 凡例 1/日：1日に 1回以上実施	
床(水拭き)								2/日	1/日		随時		1/日	1/日									
床(集塵、艶だし)		1/3月		1/3月		1/3月	1/3月	1/日		随時							1/日						
床(洗浄)								1/月	1/月	1/3月	1/3月		1/月	1/月									
床(洗浄、ワックス塗)		1/3月		1/3月		1/3月	1/3月										1/月		1/3月				
床(真空清掃)	1/3月		1/3月		1/3月														1/月	1/月	1/日		
什器備品類清掃	1/3月	1/3月	1/3月		1/3月	1/3月		1/日	1/日	随時									1/週	1/週			
手摺、窓枠、腰、巾木等清掃	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/日	1/日	随時	随時		1/日	1/日			1/日		1/月	1/月	1/日		
靴拭マット清掃								3/週	3/週														
湯沸所、流し台等清掃													1/日										
洗面器、便器類清掃														1/日							1/日		
屑類、異物類の搬出処理												1/月				1/週							
排水口、排水溝清掃												1/月	1/日	1/日							1/日		
扉、把手、金具類磨き	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週			1/週		1/月	1/月	1/週	※ 著しく汚れの 激しい箇所は、こ の要領にかかわ らず清掃を実施	
階段滑り止め金具磨き																							
鏡、扉ガラス清掃	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/3月	1/日	1/日	1/3月			1/3月	1/3月					1/月	1/月	1/月		
手洗用消耗品の補給														1/日							1/日		
ゴミ、吸いがら、茶がら処理					1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日		1/日	1/日	1/日				1/日	1/日	1/日		
窓ガラス清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年		1/年	1/年					1/年	1/年	1/年		

防災危機管理センター—清掃等実施周期表

防災危機管理センター

場所 区分	事務室	大会議室	その他会議室・研修室	オペレーションルーム	休養室	玄関	交流・展示ホール	廊下・ホール(石・タイル)	廊下・ホール(カーペット)	階段(石・タイル)	階段(カーペット)	湯沸室	便所	エレベータかご	テラス	屋上	庁舎外周	備考
ほこり除去(低所)	1/3月	1/月	1/3月	1/3月	随時	1/日	1/日	随時	随時	随時	随時	1/日	1/日		随時			<凡例> 1/日：1日に1回以上実施 随時：概ね、2日に1回以上実施 1/3月：3ヶ月に1回以上実施 ※著しく汚れの激しい箇所は、この要領にかかわらず清掃を実施
ほこり除去(高所・天井空調吹出し口等含む)	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	1/月	1/月	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年		2/年			
ほこり除去(照明器具、電気時計)	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	2/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年		
床(はき掃除)					随時	1/日	1/日	随時	随時	随時	随時			1/日	1/日			
床(水拭き)						2/日	2/日	随時		随時		1/日	1/日		随時			
床(集塵、艶だし)					随時	1/日	1/日		随時		随時			1/日				
床(洗浄)						1/月	1/月	1/3月		1/3月		1/月	1/月		1/月			
床(洗浄、ワックス塗)																		
床(真空清掃)	1/3月	1/月	1/3月	1/3月														
什器備品類清掃	1/3月	使用前後	1/3月	1/3月		1/日	随時	随時	随時									
手摺、窓枠、腰、巾木等清掃	1/3月	1/月	1/3月	1/3月	随時	1/日	随時	随時	随時	随時	随時	1/日	1/日	1/日	随時			
靴拭マット清掃						3/週												
湯沸所、流し台等清掃												1/日						
洗面器、便器類清掃													1/日					
屑類、異物類の搬出処理																1/月	1/週	
排水口、排水溝清掃												1/日	1/日		1/月	1/月		
扉、把手、金具類磨き	1/3月	1/月	1/3月	1/3月	1/3月	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週			
階段滑り止め金具磨き																		
鏡、扉ガラス清掃	1/3月	1/月	1/3月	1/3月	1/3月	1/日	1/日	1/3月	1/3月			1/3月	1/3月					
手洗用消耗品の補給													1/日					
ゴミ、吸いがら、茶がら処理												1/日	1/日					
窓ガラス清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年				1/年		1/年			

富山県議会議事堂清掃等実施周期表

清 掃 要 領	清 掃 周 期
<p>【日常清掃業務】</p> <p>1 共用部分（玄関、廊下、ホール、湯沸室及び便所）</p> <p>(1) 床の清掃</p> <p>ア はき掃除 自在ぼうき等を使い、床面のゴミ等を除去すること。ただし、じゅうたん、カーペット類の部分は、真空掃除機を用い、ほこりを入念に取り除くこと。</p> <p>イ 水拭き（汚れが著しい箇所のみ、但し、じゅうたん・カーペット類を除く。） 水で濡らしたモップ類を強く絞り、床面を強く拭きあげること。</p> <p>ウ 洗淨（汚れが著しい箇所のみ） 洗剤を使い、十分洗淨すること。</p> <p>(2) 低所のほこり除去 床面から概ね2メートル以下の壁面、窓枠、カウンター、階段手摺り、掲示板及び備品類等のほこりを除去すること。</p> <p>(3) 流し台、便器類の清掃 洗剤又はクレンザーを使い、スチールウール又はたわし類で掃除すること。</p> <p>(4) 靴拭きマット等の清掃 土砂を落とし、シミを拭き、十分洗淨のうえ乾きを待って敷き込むこと。</p> <p>(5) ドア把手、階段滑り止め金具、鏡等の清掃 から拭き（必要に応じて磨き剤使用）をすること。</p> <p>(6) ゴミ、茶がら、吸いがら類の搬出 庁舎内の各所に配置されたゴミ入れ、茶がら入れ、吸いがら入れの中身を取りまとめて所定の場所に集めること。</p> <p>(7) 議会棟南側の分別収集所の清掃 発注者の指定する日に床のはき掃除等を行う。</p> <p>(8) 消耗品の補給 トイレトーパー及び手洗い用石鹼液は早めに補給すること。</p> <p>(9) 高所のほこり除去 天井、照明器具、電気時計、各種配管類等のほこりを除去すること。</p>	<p>毎 日</p> <p>随 時</p> <p>毎 日</p> <p>”</p> <p>随 時</p> <p>毎 日</p> <p>週 1 回</p> <p>随 時</p> <p>7 月・11 月</p>
<p>2 室内部分（本会議場、委員会室等）</p> <p>(1) 机の清掃 各種委員会（常任委員会、予算特別委員会、その他特別委員会、議会運営委員会及び各派代表者会議）並びに青年議会（年2回）及び子ども議会（年1回）の会議終了後、会場の本会議場、大会議室等の机を雑巾拭きすること。</p> <p>(2) 床の清掃</p> <p>ア はき掃除 自在ぼうき等を使い、床面のゴミ等を除去すること。</p> <p>イ 水拭き又は艶だし（汚れが著しい箇所のみ。但し、じゅうたん・カーペット類を除く。） 水で濡らしたモップ類を強く絞り、床面を強く拭きあげるか又はダストクロス類を用い、艶だしを実施すること。</p> <p>(3) 什器備品類の清掃 ダストクロス類によるから拭き又は雑巾拭き（汚れの激しい部分には洗剤を使用）を実施すること。</p>	<p>会 議 毎</p> <p>発注者が必要と認める場合で、発注者の指示による。</p> <p>”</p>

清 掃 要 領	清 掃 周 期
<p>3 その他</p> <p>(1) 軽易な除雪 積雪時に正面玄関、出入口等付近の除雪を行い、出入りに支障のないようにすること。</p> <p>(2) 次の清掃等については、発注者の指示により実施すること。</p> <p>ア 庁舎内のフラワーポット等の除草及び散水</p> <p>イ 屋上の清掃（特に、排水部分の詰まりに注意すること。）</p> <p>ウ その他軽易な清掃</p>	<p>冬期間・随時</p> <p>発注者の指示による</p>
<p>【定期清掃業務】</p> <p>室内部分（電気室、機械室及び倉庫類は除く。）及び共用部分（玄関、廊下及びホール）</p> <p>(1) ワックス塗りの床部分</p> <p>ア はき掃除 自在ぼうき等を使い、床面のゴミ等を除去すること。</p> <p>イ 洗淨（汚れが著しい箇所のみ） 洗剤を使い、十分洗淨すること。</p> <p>ウ ワックス塗り 床の材質に適合したワックスを床面に均等に塗り、乾いた後、電動ポリッシャー等により光沢が出るよう磨き上げること。</p> <p>(2) じゅうたん、カーペット類の床部分</p> <p>ア 真空掃除機を用い、じゅうたん、カーペット類のほこりを入念に取り除くこと。</p> <p>イ 洗淨（汚れが著しい箇所のみ） 洗剤を使い、十分洗淨すること。</p> <p>(3) (1)、(2)以外の床部分 自在ぼうき等を使い、床面のゴミ等を除去するとともに、水で濡らしたモップ類を堅く絞り、床面を強く拭きあげること。</p> <p>(4) 什器備品類の清掃 ダストクロス類によるから拭き又は雑巾拭き（汚れの激しい部分には洗剤を使用）を実施すること。</p> <p>(5) 鏡、窓（入口ドアのみ）の硝子清掃 雑巾等を用い、水拭き（必要に応じて洗剤使用）し、から拭きして十分な透明度にすること。</p> <p>(6) 高所のほこり除去 天井、照明器具、電気時計、各種配管類等のほこりを除去すること。</p>	<p>年 4 回 （議場等は議会開催期間中、年25日程度）</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>7月・11月</p>
<p>【窓ガラス清掃業務】</p> <p>窓ガラスの両面を実施し、汚れの激しい部分は洗剤等を使用すること。</p>	<p>年 1 回</p>